#### (訳文)

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定第十条に基づく日本国政府と

ブルネイ・ダルサラーム国政府との間の実施取極

#### 前文

日本国政府及びブルネイ・ダルサラーム国政府は、

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定 (以下「基本協定」という。)

十条の規定に従って、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条定義

この取極の適用上、

(a) 「両締約国」とは、日本国及びブルネイ・ダルサラーム国をいい、 「締約国」とは、 日本国又はブル

第

ネイ・ダルサラーム国をいう。

(b) 「両締 約国政府」とは、 日本国政府及びブルネイ・ダルサラーム国政府をいい、 「締約国政府」と

第二章 税関手続

は、

日本国政府又はブルネイ・ダルサラーム国政府をいう。

第二条 相互支援

1 両締 約国 政府は、 関税法令の適正な適用を確保するため、 並びに関税法令の違反及びその未遂を防止

調査し、 及び抑・ 止するため、 それぞれの税関当局を通じて相互に支援する。

2 両 |締約| 国 政 分府は、 必要かつ適当な場合には、 それぞれの税関当局を通じて、 新たな税関手続の研究、 開

当局間の人的交流の分野において協力する。

発及び試験、

取締

りの

ため

の新たな装置及び技術の研究、

開発及び試験、

税関職

員の訓

練活

動並

びに税関

名三条 情報通信技術

両 締 約国政府の税関当局(以下この章において「両税関当局」という。)は、 その税関手続を改善するこ

とを目的として、 例えば、セミナー、研修課程及び最良の慣行の共有を通じて、その税関手続における情報

通信技術の利用を促進するよう努める。

第四条 危険度に応じた管理手法

1 両締約国間で取引される物品の通関を容易にするため、 両税関当局は、 引き続き危険度に応じた管理手

法を用いる。

2 両締約国政府は、 セミナー及び研修課程を通じて、 両締約国及び第三国その他の関税地域における危険

度に応じた管理手法の使用及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進するよう努める。

3 両税関当局は、 危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術に関して、 情 報 最

良の慣行を含む。)を交換する。

第五条 不正取引の取締り

1 両税関当局は、 税関官署での 通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の取締りに関して、 協力

し、及び情報を交換する。

2 両 一締約国政府は、 税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の防止のため、 関税協力

理事会の下での地域的な協力を促進するよう努める。

### 第六条 知的財産権

両 脱関当局は、 知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りであって自国の国境におい

て行われるものに関して、協力し、及び情報を交換する。

### 第七条 情報の交換

1 方の締? 約 国政 府 は、 他方の締約 国政府がこの章の規定に従って秘密のものとして提供するあらゆる情

報  $\mathcal{O}$ 秘密性を保持する。 ただし、 当該: 他 方の締約国政府が当該情報の開示に同意する場合は、 この限りで

ない。

2 方の締約 国政 府 は、 秘 密性 の保持又は情 報の使用 目的 の制限に関 自己が要請する保証 を他 方 の締

約国 政 府 から得ることができない場合には、 当該: 他方 (の締: 約国 政府に提供する情報を限定することができ

る。

3 情報を要請する一方の締約国政府は、 同様の要請が他方の締約国政府により行われたならば応ずること

が できない場合には、 自己の要請においてその事実について注意を喚起する。 当該要請に応ずるか否かに

ついては、当該他方の締約国政府の裁量にゆだねられる。

- 4 V) ては、 この章の規定に基づき一方の締約国政府の税関当局が他方の締約国政府の税関当局に提供する情報につ 他方の締約国 の関税法令に基づく当該他方の締約国政府の税関当局 の職務の遂行のためにのみ 使
- 5 この章の規定に基づいて提供される情報については、 提供を受ける締約国政府は、 裁判所又は裁判官が

行う刑事手続において使用してはならない。

用する。

- 6 判所又は裁判官に提示することが必要とされる場合には、 国政府に提出する。 請を外交上の経路又は当該一 この章の規定に基づき一方の締約国政府から他方の締 当該一 方の締約 方の締約国 国 政府 の法令に従って定められたその は、 当該: 他 方の締約国 約国政府に提供される情報を刑事手続におい 当該他方の締約国 ]政府が1 他 示す合理的な期限内に迅速か の経路を通じて当該 『政府は、 当該情報に対する要 方  $\mathcal{O}$ て裁 **つ** 締 好 約
- 7 によって禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合には、 この章の他の規定にかかわらず、 一方の締約国政府は、 他方の締約国政府への情報の提供が自国 当該提供を行うこと |の法令

意的

に回答を行うよう最善の努力を払う。

# 第八条 税関手続に関する小委員会

- 1 基本協定第五十四条の規定に基づき、 税関手続に関する小委員会(以下この条において「小委員会」と
- いう。)は、次の職員で構成する。
- (a) 共同議長として、 日本国財務省及びブルネイ・ダルサラーム国関税・消費税庁の職員
- (b) に関連する必要な専門知識を有する他の政 ブルネイ・ダルサラーム国については、 関税• 府職員 消費税庁の職員及び特例的な場合には討議される問題
- (c) 日本国については、 財務省及び外務省の職 員並 びに特例的な場合には討議される問題に関連する必要

な専門知識を有する他の政府職員

- 2 小委員会は、 両締; 約 国政府 の合意により、 両締約国政府以外 の関係団体の代表者であって、 討議される
- 問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第三章 エネルギー

第九条 協力の形態

基本協定第九十四条の規定に基づく協力の形態には、 次の事項を含めることができる。

- (a) 関係法令に関する見解及び情報を交換すること。
- (b) 経験及び最良の慣行を共有すること。
- (c) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。 ( ) データー・
- d 能力の開発を促進すること。
- (e) 研修の機会を増大させること。
- f セミナー及び研究集会の開催を促進すること。
- (g) 両締約| 国政 府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第四章 協力

第一節 貿易及び投資の促進

第十条 基本原則

両締約国 政府は、 民間部門の事業体の間の交流及び協力を円滑にするための両締約国政府の共同の努力が

両締: 約 国間 の貿易及び投資を一層促進する触媒として作用することを認識して、 基本協定第九章の規定に従

V. 両締約国 の民間部門の事業体による貿易及び投資活動を促進することに協力する。

## 第十一条 協力の形態

基本協定第百三条の規定に従って、この節の規定に基づく協力の形態には、 次の事項を含めることができ

る。

- (a) 貿易及び投資の促進に関する活動 (例えば、 貿易及び投資の使節団、 ビジネスに関するセミナー並び
- に貿易見本市)を組織 Ĺ 及び当該活動について協力すること。

(b) 貿易、 投資及び事業に関連する法令並びに両締約国のビジネス環境に関する情報を交換し、 及び共有

(c) 研修の機会を増大させること。

すること。

- (d) 貿易及び投資の発展及び促進を強化するため、 専門家の交流を行い、 及び研修生を受け入れること。
- (e) 及びブルネイ・ダルサラーム国外務貿易省の利用を、 独立行政法人日本貿易振興機構が運営する対日投資ビジネス・サポ 両締約国の潜在的な投資家に対し、 ٠ ١ センターその 他 奨励するこ  $\mathcal{O}$ 関 連施設

بل

(f) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

#### 第二節 中小企業

### 基本原則

両締約国政府は、 各締約国 の国民経済の活力及び競争力を高める上で中小企業が果たす基本的な役割を認

に協力する。

識して、基本協定第九章の規定に従い、

両締約国

の中小企業及び関係機関の間の緊密な協力を促進すること

第十三条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三条の規定に従って、

(a)

(i)

この節の規定に基づく協力の範囲には、

次の事項を含めることができる。

- 中小企業の経営及び競争力の 強化
- (ii) 中小企業に関連する人材養成
- (b) この節の規定に基づく協力の形態には、 次の事項を含めることができる。
- (i) (ii) 中小企業のための能力の開発を促進すること。 中小企業に関する見解及び情報を交換すること。

- 一 研修の機会を増大させること。
- ⋈ セミナー及び研究集会の開催を促進すること。
- (v) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。
- ⋈ 両締約国の中小企業による投資を促進すること。
- (vii) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

三節 農業、林業及び漁業

第十四条 基本原則

両締約国政府は、 安定的な食糧供給の確保並びに農業、 林業及び漁業の持続可能な発展の重要性を認識し

て、基本協定第九章の規定に従い、 農業、 林業及び漁業の分野において、 両締約国  $\overline{\mathcal{O}}$ 相互 の利益のために協

力する。

第十五条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三条の規定に従って、

(a) この節の規定に基づく協力の範囲には、 次の事項を含めることができる。

- (i) 農業、林業及び漁業に関連する人材養成
- ・ 農業、林業及び漁業に関連する技術の開発及び促進
- ・ 食品産業の健全な発展及び市場政策
- iv 衛生植物検疫措置

(b)

この節の規定に基づく協力の形態には、

次の事項を含めることができる。

- (i) 農業、 林業及び漁業に関する見解及び情報を交換すること。
- (ii) 日本国農林水産省とブルネイ・ダルサラーム国産業・一次資源省との間で対話の枠組みを設けるこ

と。

- 一 農業、林業及び漁業のための能力の開発を促進すること。
- (v) 両締約| 国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第四節 観光

第十六条 基本原則

両締約国政府は、 観光が両締約国の国民の間 の相互理解の増進に寄与し、 及び各締約国の経済にとって重

要な産業であることを認識して、 基本協定第九章の規定に従い、 両締約国において観光を促進し、及び発展

させるために協力する。

第十七条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三条の規定に従って、

(a) この節 の規定に基づく協力の範 囲 には、 次の事項を含めることができる。

(i) 両締約国間の観光の促進

⑪ 観光の持続可能な発展

一 観光に関連する人材養成

の規定に基づく協力の形態には、

次の事項を含めることができる。

(b)

こ の 節

(i) 研究集会及びセミナーの開催を促進すること。

(ii) 観光及びその関連部門に関連して、関係法令、 政策及び統計に関する情報を交換し、 並びに経験を

共有すること。

- 一 観光のための能力の開発を促進すること。
- 一部研修の機会を増大させること。
- (v) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第五節 教育及び人材養成

第十八条 基本原則

Ļ

並

両締約 国 一政府は、 持続可能な経済成長及び繁栄が国民の知識及び技能に大きく依存していることを認識

びに基本協定第九章の規定に基づく協力のすべての分野において能力の開発が不可欠であることを確

認して、 基本協定第九章の規定に従い、 教育及び人材養成の分野において協力する。

第十九条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三条の規定に従って、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、 次の事項を含めることができる。
- (i) 高等教育
- 並 技術訓練及び職業訓練

- (iii) 高度な知識及び技能を有する人材の養成
- (b) この節の規定に基づく協力の形態には、 次の事項を含めることができる。
- (i) 政策事項に関する見解及び情報を交換すること。

(ii)

専門家、

学者、

教員及び政府職員の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。

- (iii) 両締; 約 国の教育機関の間の協力を奨励すること。
- (iv) 研修 の機会を増大させること。
- (v)両締: 約 国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第六節 情報 通信 技術

第二十条 基本 原則

両締: 約国政府は、 情報 通信技術及び情報通信技術に関連するサービスに関する事業慣行が民間部門の主導

技術 により内外で急速な発展を遂げていることを認識して、 の利用により最大の利益を享受することを目的として情報通信技術及び情報通信技術に関連するサービ 基本協定第九章の規定に従い、 両締: 約 国 が `情報 通信

スの発展を促進することに協力する。

## 第二十一条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三条の規定に従って、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、 次の事項を含めることができる。
- (i) 情報通信技術に関連する人材養成
- 前 情報通信技術に関連するサービスの利用
- (b) この節の規定に基づく協力の形態には、 次の事項を含めることができる。
- (i) 共同研究開発を奨励すること。
- 情報通信技術のための能力の開発を促進すること。

(iii)

- 団 研修の機会を増大させること。
- (v) 両締約| 国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第七節 科学技術

第二十二条 基本原則

両締: 約国政府は、 科学技術が中長期的に各締約国の経済の持続的な拡大に寄与することを認識して、 基本

協定第九章の規定に従い、 平等及び 相互 一の利益の の原則に基づき平和的目的のために科学技術の分野における

協力を発展させ、及び促進する。

第二十三条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三条の規定に従って、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲 には、 次の事 項を含めることができる。
- (i) 産業開発の基礎を提供するために適した科学技術
- 高度な知識及び技能を有する人材の養成
- (b) この節の規定に基づく協力の形態には、 次 の事項を含めることができる。
- (i) 両 締 約 玉 の研究機関  $\mathcal{O}$ 間 の科学技術に関する情報の交換を奨励すること。
- 一研修の機会を増大させること。
- (iv) 両締約 国政 府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

#### 第八節 環境

### 第二十四条 基本原則

両締約国政府は、 環境を保護し、 及び持続可能な開発を促進するための能力を強化することの重要性並び

て協力する。

に環境に関する多数国間

の取極の重要な役割を認識して、

基本協定第九章の規定に従い、

環境の分野におい

第二十五条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三条の規定に従って、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、 次の事項を含めることができる。
- (i) 環境の保全及び改善
- (i) 持続可能な開発の促進
- (b) この節の規定に基づく協力の形態には、 次の事項を含めることができる。
- (i) 情報(法令及び政策に関するものを含む。)を交換すること。
- ⑪ 環境のための能力の開発を促進すること。

- 一研修の機会を増大させること。
- ・ 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。
- (v) 両締約| 国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第九節 知的財産

第二十六条 基本原則

両締: 約国政府は、 知識に立脚した経済における経済競争力の要因としての知的財 産 の重要性を認識して、

産 の分野における両締約国間 の協力を発展させ、 及び促進する。

基本協定第九章

の規定に従い、

基本協定第八章に規定する両締約

国

のビジネス環境を整備するために知的

第二十七条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三条の規定に従って、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、 次の事項を含めることができる。
- (i) 特許、商標及び意匠

財

- 知的財産の実施許諾及び管理
- (iv) デジタル環境における知的財産の保護並びに電子商取引の増大及び発展
- (ツ) 知的財産に関する教育及び啓発事業計画
- (b) この節の規定に基づく協力の形態には、 次の事項を含めることができる。
- (i) 知的財 産並びに各締約国において組織される知的財産に関連する行事、 活動 及び自発的活動
- し、情報を交換し、及び経験を共有すること。
- 一研修の機会を増大させること。

(ii)

知的

財

産権

の行使に関

Ĺ

情報を普及し、

及び経験を共有すること。

(iv) 両 締 約 国 政 府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第十節 陸上交通

第二十八条 基本原則

両締約国政府は、 陸上交通が両締約国の経済の持続的な拡大に寄与することを認識して、基本協定第九章

の規定に従い、陸上交通の分野において協力する。

に関

## 第二十九条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三条の規定に従って、

(a) この節の規定に基づく協力の範囲には、 自動車に関連する陸上交通における人材養成を含めることが

できる。

(b) この節の規定に基づく協力の形態には、 次の事項を含めることができる。

(i) 陸上交通に関連する政策事項について、 見解及び情報を交換すること。

研修の機会を増大させること。

☆ 陸上交通のための能力の開発を促進すること。

(iv) 両締約 国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第五章 最終規定

第三十条 実施

この取極は、 両締約国政府により、基本協定及び両締約国それぞれにおいて効力を有する法令に従って、

かつ、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

#### 第三十一条 見出し

この取極中の章、節及び条の見出しは、 引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この取極の解

釈に影響を及ぼすものではない。

第三十二条 効力発生

この取極は、 基本協定の効力発生の時に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。 両締: 約国

政府は、 いずれ かの締約国政府 の要請に基づき、この取極の改正について相互に協議する。

第三十三条 紛争解決

基本協定第十章の規定は、 この取極の第二章及びこの章の規定の解釈又は適用に関する両締約国政府間の

紛争解決について準用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの取極に署名した。

一千七年六月十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

安倍晋三

ハサナル・ボルキア ブルネイ・ダルサラーム国政府のために